

【 検 査 】

4 0 5 狭帯域光強調加算（胃静脈瘤等）の算定について

《令和6年12月27日》

○ 取扱い

次の傷病名に対する狭帯域光強調加算の算定は、原則として認められない。

- (1) 胃静脈瘤、食道静脈瘤
- (2) 逆流性食道炎
- (3) 慢性胃炎
- (4) 胃炎
- (5) 十二指腸潰瘍

○ 取扱いを作成した根拠等

狭帯域光観察（NBI）は狭帯化された2つの波長の光を照射し、粘膜表層の微細血管、微細構造を強調表示し、拡大内視鏡を用いて、病変部の悪性腫瘍の鑑別を目的に行う検査である。

本加算は、上記を目的に検査を実施した場合にのみ算定できる。

以上のことから、上記(1)から(5)の傷病名に対する狭帯域光強調加算の算定は、原則として認められないと判断した。